



平成 19 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 丁 廣鎮  
( J A S D A Q ・ コード 3 7 7 9 )  
問合せ先 業務管理統括本部兼 I R 本部  
部長 福菌 雅士  
(電話 03-3507-6350)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年6月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月29日開催予定の第2回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおりの変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等のインターネット開示について、定款規定の内容をより明確にするものであります。
- (2) 取締役の解任を行う場合は株主の総意によることが適切であることから、取締役の解任決議の要件を旧商法の規定どおり特別決議とする規定を置くものであります。
- (3) その他、変更案第22条の新設に伴い条数を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月29日
定款変更の効力発生日	平成19年6月29日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 (省略)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第19条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第21条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第28条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第35条 当社の監査役は、3名とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第38条～第40条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところに<u>従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすこと</u>ができる。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p><u>(解 任)</u></p> <p>第22条 当社の取締役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う。</u></p> <p>第23条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p>